

明治国家の成立と構造

第七回総会が行われた一九九一年一月二七日の午後、総会記念行事として公開シンポジウムが行われた。今回は、当研究会が対象としている地域史を理解する上にも不可欠な国家史の理論的実証的解明を目指して、「明治国家の成立と構造」というテーマで、内田修道「大久保政権の成立過程——廃藩置県以後明治六年五月の太政官潤色までの政治過程——」、青山文久「明治憲法体制成立の意義——予算論をめぐる立憲主義——」の二つの問題提起がなされ、その後、活発な討論が展開された。以下、討論の要旨をまとめておく。

先ず、内田報告に対して、井上馨のとらえ方と岩倉遣欧使節団派遣の意図についての問題点が指摘された。すなわち、報告における井上のとらえ方では、彼の行動は、彼が飽くなきヘゲモニー追求を指向する資質の持主であったからであるという井上の資質論になっ
てしまっているのではないか、彼の行動を、単に彼の資質に還元するのはなく、彼の政治構造上における位置と関連づけてとらえれば、むしろ彼の行動は、政治支配のシステムが彼に要請したものと考えるのが妥当ではないか、また、岩倉遣欧使節団派遣の意図を国内政局のヘゲモニー掌握との関連でとらえることは妥当ではないのではないかとする指摘がなされた。この指摘をまとめれば、以下の様になる。

井上は、大久保利通の遣欧使節団同行に伴う長官不在中の大蔵省を預かる大蔵大輔であった。当時の大蔵省は、財政はもとより、地方行政、経済政策などをその管轄としており、絶大な権限を持ってい

た。すると、なぜ当時においてこの大蔵省の様な官庁が必要であったのかを統治の問題として説明することが先ず必要となってくるわけであるが、井上の行動は、この様な大蔵省を預かる大蔵大輔という彼の政治構造上の位置との関連でとらえる必要がある。井上は地方官会同を聞いて、様々な事項を決定しようとしたわけであるが、果たして彼のこの行動は、彼の権力拡大を狙ったヘゲモニー追求によるものであろうか。彼が地方官会同において決定しようとした事項は、全て大蔵省の管轄内のものであり、しかも地方官を集めて決定しなければならぬことばかりであった。井上は、地方官を無視して、中央で決定をして政策を実行することがいかに軋轢を生ずるかを認識していたからこそ、地方官会同を開催したわけであり、それは統治を担当する者として当然の行動であった。だから、彼は自らの権力拡大のために地方官会同を開催したのではなく、政治支配システムの要請に基づいてそれを行ったとみるべきである。また、岩倉派遣外使節団派遣の意図については、ヘゲモニー掌握の重要な核となる将来構想を立てる必要から大久保が自派の使節団を編成して派遣したのではなく、次のように考えるべきであろう。当時の政府の実務は、財政・外交交渉と絡むものがほとんどであったが、これらの実務を行うには、それ相応の能力が必要とされることは言うまでもない。ところが、薩長出身者がこれらの実務を行うことを想定した場合、幕末以来、既成のものを破壊することのみに専念してきた彼らは、大久保の目には能力不足と映った。政府の構成をみて

みても、当時において、実際に政府を実務的に動かしている層、すなわち動かしている層のなかに、薩長出身者はほとんどいなかった（だから、少なくともこの時点では、「薩長藩閥」という表現は妥当ではない）。そのために、大久保は強烈な焦りを感じていた。そこで大久保は遣外使節によって自己を含めて彼ら薩長出身者を統治の実務を担当出来る者へと改造しようとしたと考えるべきであろう。

青山報告については、先ず報告において打ち出されたその新機軸と言うべき二点が指摘された。第一点は、維新政権成立段階においては天皇親裁ではなかったことを明言したことである。第二点は、議会の持つ予算についての権限の決定過程を検討することにより、予算制度は、プロイセンの単なる模倣ではなく、ロエスレルやモッセの意見を捨てて、井上毅が打ち出したものであるという明治憲法体制のそのものの理解にかかわる事実を明らかにし、また、初期議会における予算通過をめぐる激しい対立の根本的原因も実はこうした決定過程を経て成立した予算制度にあることを明らかにしたという点である。続いて、報告において明治憲法体制を「名目的天皇親裁・実質的寡頭専制」と位置付けたこの理論の妥当性について議論された。先ず、明治六年政変の把握に関連して、朝鮮への使節派遣問題について、中止の勅裁がおりたことによる西郷ら参議の辞職はこの理論でどう説明するかが問題とされた。これについては、「名目的天皇親裁」であるからこそ、勅裁という天皇の意志に対して異議申し立てをすることは、自らが身を置く体制を否定することになるがゆえに不可能であるから、勅裁が出たその時点で政治的に敗北したことになったからであるとの意見が出された。すると、この理論は民撰議院設立建白書の提出を説明することも可能だとの指摘がされた。すなわち、政変に敗れて下野した板垣らは、別の政治形態である議會を開設することによって、名目的天皇親裁を規制すべく民撰議院設立建白書を提出したと考えることができるというわけである。

これらの議論を経た後、歴史研究の今日的意義は何かということ

に議論の主題は移った。今回のシンポジウムのテーマとの関連でいえば、天皇制の歴史的解明は日本の歴史学の最大の課題であるわけだが、果たしてどれだけ現状が提起する問題に答えることができているのであろうか、常に現状が提起する問題を把握するとともに、それを意識して研究をしなければならぬとする意見や、これまでの近現代史研究は、今日の我々の関心に答えてくれるものなのか、むしろ今日の我々の視点からみていったほうがよく見えてくるものがあるのではないか、といった意見が出された。

以上のように、全体的に実証はもとより、理論、方法論、歴史研究の今日的意義、問題意識のあり方などに至るまで、活発な議論が行われたことを最後に強調しておきたい。

(文責 松田隆行)

